

千葉市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和8年10月16日

千葉市監査委員	神崎広史
同	宮原清貴
同	石川弘
同	桜井秀夫

8千総総第499号

令和8年10月7日

千葉市監査委員	神 崎 広 史	
同	宮 原 清 貴	様
同	石 川 弘	
同	桜 井 秀 夫	

千葉市長 神 谷 俊 一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年度監査報告第9号、令和6年度監査報告第11号並びに令和7年度監査報告第7号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
1 設計・積算 （1）積算について改善すべき事項 ア 真夏日率を適切に算出すべきもの 〔建設局：下水道施設塗装工事（草野雨水 2 号幹線 6－1）〕 〔水道局：配水管更新工事（越智 5－1）〕 （ア）事案及び問題点 千葉市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（以下、要領という）によると、真夏日率は対象期間中の真夏日に応じて算出される。 真夏日については「日最高気温が 30 度以上、または暑さ指数（WBGT）が日最高 25 度以上の日」、対象期間については、「工事着手日から工事完成日までの期間」と定義されている。最高気温は気象庁、暑さ指数は環境省による公表データを用い、対象期間は発注者と受注者の協議にて決定することとされている。 しかしながら、真夏日の日数や対象期間に誤りがあったため、不正確な真夏日率に基づき現場管理費が算出されていた。 （イ）原因 受注者からの提出資料の暑さ指数の数値など、内容を精査していないことが一因と考えられる。 （ウ）指摘 真夏日率については、要領に基づき適切に算出されたい。	「千葉市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき算出する真夏日率については、令和 7 年 1 2 月 1 日付けで建設局長及び同月 8 日付けで水道局長から各所属長に対して、受注者から報告される暑さ指数などの資料を精査し、真夏日の日数や対象期間に誤りがないか確認を徹底するよう通知し、所属職員に対し周知徹底した。 また、発注者が真夏日の適切な算出を確認できるよう、制度を所管する技術管理課において、工事打合せ簿の記載例の見直し及び現地での暑さ指数や気温の測定結果を活用できるよう、令和 8 年 4 月 1 日付けで要領改正を行った。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
1 工事 （1）施工について改善すべき事項 ア 情報共有システムの利用について適切に実施すべきもの [都市局：千葉市立大椎中学校トイレ改修工事、千葉市立稲毛中学校校舎外内外部改修給排水設備工事（その 2）、千葉市立幸町第一中学校外 2 校トイレ改修給排水設備工事、はまのわ内部改修機械設備工事] （ア）事案及び問題点 本工事は、千葉市建築工事における情報共有システム試行要領（以下「試行要領」という。）に基づき、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用を、発注者が指定した工事である。 試行要領によると、利用するシステムは受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定したうえで、契約するものとされている。 また、システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（CD - R 等）により監督職員へ提出することとされている。 しかしながら、システムの契約をしていない事例や、システムで処理を行った工事帳票一式が提出されていない事例が確認された。 （イ）指摘 システムの利用については、試行要領の内容を十分に把握したうえで、適切に実施されたい。	情報共有システムの利用については、令和 8 年 3 月 3 1 日付けで都市局長から都市局工事担当課長等に対して通知し、千葉市建築工事における情報共有システム試行要領に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底した。 また、本通知を踏まえ、該当する工事担当課において所属職員を対象に令和 8 年 4 月から 7 月にかけて再発防止のための研修会を開催した。

イ つり荷との距離を適切に保つべきもの

[都市局：中磯辺公園バックネット改修工事、幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築杭打工事、千葉市若葉区役所昇降機設備改修工事]

(ア) 事案及び問題点

玉掛け作業の安全に係るガイドラインによると、事業者は、玉掛け作業の実施に際して、クレーン等の作動中は直接つり荷及び玉掛け用具に触れないよう配慮して作業を行わせることとされている。

しかしながら、クレーンの作動中に作業員がつり荷に手を添えているものが見受けられた。

(イ) 指摘

クレーンの作動中に作業員がつり荷に触れる行為は、作業員の衝突やはさまれ事故に繋がる危険性があるため、介錯ロープなどを用いる安全な方法により施工するよう、受注者に対して指導されたい。

玉掛け作業については、令和８年３月３１日付けで都市局長から都市局工事担当課長等に対して通知し、玉掛け作業の安全に係るガイドラインに基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底した。

また、本通知を踏まえ、該当する工事担当課において所属職員を対象に令和８年４月から９月にかけて再発防止のための研修会を開催した。